精神障害者保健福祉手帳1級または2級所持者への医療費助成について

対象者

国民健康保険の被保険者、社会保険各法の被保険者または被扶養者

- ■申請手続きに必要なもの
 - 精神障害者保健福祉手帳
 - 健康保険証
 - 印鑑
 - ・助成金を振込む通帳
 - ※ 手続きいただいた方には、資格証を送付します。

■助成の範囲

医療機関で支払った1か月の保険診療の自己負担額(高額療養費分を除く)から1医療機関当たり500円(14日以上の入院の場合は1,000円)の一部負担金を差し引いた額について助成します。

■助成方法

奈良県内の医療機関受診分については自動償還方式です。

○自動償還方式とは

医療機関の窓口で、自己負担額を支払う際に資格証を提示することにより、登録された 口座に、支払額(保険医療適用分のみ対象)から一部負担金を控除した助成金が自動的 に振り込まれます。

診療のたびに社会福祉課窓口で支給申請をしていただく必要はありません。

(原則として診療月の3か月後の25日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に助成します。)

- (注) 自動償還方式は県内の医療機関で適用できますが、県内の鍼灸や県外の医療機関で 受診された場合、また資格証を提示し忘れた場合は、自動償還方式が適用できません。 社会福祉課窓口に領収書をお持ちになって支給申請にお越しください。
- ※ 助成金交付決定通知を振込前に送付します。

■変更届について

次のような場合は、健康保険証、印鑑等を持って速やかに届け出をしてください。

- ・健康保険が変わったとき
- ·氏名や住所が変わったとき
- ・助成金を振込む口座が変わったとき (通帳もお持ちください)